

安平町告示第19号

安平町と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要綱を次のように定める。

令和7年2月28日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が事業者等と締結する包括連携協定について（災害時応援協定等具体的な事業を実施するために締結する協定（個別協定という。）を除く。）に必要な事項を定めることにより、町と事業者等がそれぞれ保有する資源を複数の施策事業において活用することで、連携・協働による地域の課題解決を図り、地域社会の発展や町民サービスの向上等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、町及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等及び連携事業の基準)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体

又は役員等が暴力団若しくは暴力団員に金銭的な援助を行っている団体

(4) 公租公課を滞納している団体

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する行為を行っている団体

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、町から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体

(7) その他包括連携協定締結にふさわしくない団体

2 包括連携協定の対象とする連携事業は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業

(2) 事業者等への利益誘導のおそれがある事業

(3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業

(4) 法律に定めのない医療類似行為に係る事業

(5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(6) ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）

(7) 人権侵害のおそれがある又はこれに類する事業

(8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与える又はそのおそれのある事業

(9) その他連携事業としてふさわしくない事業

(包括連携協定締結に当たっての基本的な考え方)

第4条 町は、次に掲げる観点から包括連携協定の必要性及び有効性について検討を行い、町民生活への影響、社会経済情勢等を十分に考慮した上で、包括連携協定締結の可否を判断するものとする。

(1) 複数の分野において連携事業の実施が見込まれ、当該連携事業の効果を町全域に波及させることができるかどうか。

(2) 新規の提案であって、町が事業者等との連携により実施することが可能な事業であるかどうか。

(3) 町が既に実施している事業のうち、事業者等との連携が可能なものであるかどうか。

(4) 事業者等が社会貢献のために実施する事業であって、町との連携により町民サービスの向上等に資する事業であるかどうか。

- (5) 事業者等が町の特徴を活かして連携事業を実施することが可能かどうか。
- (6) 事業者等が有する優れた技術力又は質の高いサービスの提供に関する知識、ノウハウ等を活用することが可能かどうか。
- (7) 事業者等が有する広域的なネットワークを活用することが可能かどうか。
- (8) 事業者等の専門分野における研究活動等により得た高度な知見を活用することが可能かどうか。

(包括連携協定の締結)

第5条 町は、受け付けた提案について、事業者等と前条に掲げる事項等について協議が整った場合には、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書により包括連携協定を締結するものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第6条 町及び事業者等は、包括連携協定の連携事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(結果の公表)

第7条 町は、第5条の包括連携協定を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、また、事業者等も同様に公表することができるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 包括連携協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日が属する年度の末日まで又は1年間とし、期間満了の1か月前までにいずれか一方から解約の申出がない場合には、さらに1年間有効期間を更新するものとし、以降も同様とする。ただし、町又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りでない。

(協定の解除)

第9条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 事業者等が第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 連携事業が第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 事業者等が町の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分ま

たは停止処分を受けたとき。

(5) 事業者等が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 事業者等又は事業者等の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は包括連携協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。

(7) 事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により連携事業を実施することができないと認めるとき。

(8) 包括連携協定の履行に際し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたとき。

(9) 事業者等に町に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 町及び事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも帰さないやむを得ない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該連携事業に係る包括連携協定の解除を申し出ることができる。

（連携事業の実施及び把握等）

第10条 町は、事業者等から具体的な連携事業について提案があった場合は、提案内容に対応した担当部署（担当部署が複数にわたる場合は、当該複数の担当部署。以下「担当課」という。）を決定するものとする。

2 町は、提案された連携事業に係る事業者等及び当該担当課との協議に基づき、連携事業の有用性の要否を判断するものとする。

3 担当課は、前項の規定により連携事業の有用性が認められた場合、当該事業の実施について事業者等と連携・協力するとともに、連携事業の進捗状況等を町長に報告するものとする。

4 町は、連携事業に係る次に掲げる事項について把握するものとする。

(1) 事業名

(2) 事業目的及び事業内容

(3) 事業実施期間

(4) 前各号に掲げるもののほか、連携の実態を把握するために必要な事項

5 町は、5年以上連携事業実績がない事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

（協議）

第11条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、町及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に既に締結した包括連携協定は、現在進行中の協定の有効期間が満了し、新たな有効期間が始まるときからこの要綱を適用する。